

タイトル	鎌倉幕府における鎌倉殿家政と年中行事
著者	竹ヶ原, 康弘; TAKEGAHARA, Yasuhiro
引用	年報新人文学(12): 92-123
発行日	2015-12-25

鎌倉幕府における鎌倉殿家政と年中行事

竹ヶ原 康弘

序

本稿は、鎌倉幕府の年中行事⁽¹⁾ について整理する作業、及び撰閑家の年中行事との比較を通じ、征夷大將軍の家、すなわち「鎌倉殿家⁽²⁾」の家政について検討を試みるものである。

かつて、筆者は九条頼経期における鎌倉幕府の宗教行為について概観することにより、撰家將軍の存在意義についての考察を試みた⁽³⁾。また、同様の考察を宮將軍期に対しても行った⁽⁴⁾。これらの作業は当該時期に鎌倉幕府が実施した宗教行為と鎌倉殿との関連についての考察を主な目的としたため、鎌倉幕府の年中行事については概観する程度に留まっていた。

拙稿以外の先行研究においても、鎌倉幕府における撰家將軍の位置づけについては様々な視点から検討されてきた⁽⁵⁾。特に青山幹哉氏は、撰家將軍期の將軍権力を六要素に分類した上で考察を行われた。

氏が分類した將軍権力の内、祭祀権については「(征夷大將軍が) 秩序維持の責任を負うが故の義務」と定義づけられた。

他方、源実朝横死後に鎌倉殿の後継者として迎えられた九条頼經の本来の「家」である撰閥家では、祖先祭祀・氏祭祀と律令制祭祀とが融合した年中行事を継承し続けていたことが佐藤健治氏の論考「鎌倉時代撰閥家の年中行事」によって指摘された⁽⁶⁾。氏は『玉葉』『猪熊閥白記』といった撰閥家の日記から年中行事関連の記事を抽出・分析し、平安末期から鎌倉初期の撰閥家における年中行事とその実施意義を考察された。その結果、近衛家・九条家といった撰閥家における年中行事の実施は、行事の実施者こそが御堂流の後継者であることを主張するための場であったこと、また、撰閥家の年中行事が律令制儀礼の流れと氏祭祀とが融合していたことを指摘された。このように撰閥家家政としての年中行事の考察が進められてはいるが、鎌倉幕府の年中行事の全体像の提示やその内容についての考察は、なお考察の蓄積が必要であろう⁽⁷⁾。

全体像の考察が停滞している要因として、主史料とすべき『吾妻鏡』(以下、煩を避け『鏡』)が鎌倉幕府全時期の記事を収録していないこと、また、収録された記事の性格が時期毎で異なっていること⁽⁸⁾が挙げられよう。

しかし、幕府の機構としての「政所」「御家人」といった名称が示すように、幕府も同時代における家政機関の一つとみなせよう⁽⁹⁾。幕府機構が固定化されつつあった頼經期の出来事ではあるが、頼經が神楽の奉納を評定にはかり、更にその実施を政所に命じた例がある⁽¹⁰⁾。こうした例にみえるように、鎌倉殿の家政の一つとして鎌倉幕府年中行事の実施があるとした場合、鎌倉殿が主となる行事を整理し、

律令制祭祀や氏祭祀との関係性や実施の意義について検討することは、鎌倉幕府における鎌倉殿の存在意義、また、鎌倉幕府の権力構造について考える上でも必要な作業となろう。

そこで、本稿では以下の作業を行う。まず、幕府草創期における頼朝による年中行事の整備について整理したい。その作業を通じ、治承四（一一八〇）年の頼朝の鎌倉入り後、頼朝の個人的な信仰が幕府という家政機関の年中行事に変化してゆく経緯をみようと思う。

次いで、摂家将軍・親王将軍期における年中行事の実施と、鎌倉殿の関与についての検討を行う。この作業を通じ「鎌倉殿の職務」と「鎌倉殿の氏祭祀」との相関について検討を行いたい。

以下、章を改めて頼朝期における年中行事の検討を行う。

1、源氏将軍期の鎌倉幕府年中行事と家政

本章では、源頼朝が整備した鎌倉幕府の年中行事について検討を行う。

治承四（一一八〇）年十月六日に頼朝が鎌倉に入った当時⁽¹¹⁾、鎌倉は『鏡』治承四年（一一八〇）年十二月十二日条「所素辺鄙。而海人野叟之外、卜居之類少之」という表現によるならば一漁村でしかなく、康平六（一〇六三）年に頼義が勧請した八幡宮の若宮が残っているだけであったとされる⁽¹²⁾。ただ、頼朝が根拠地と定めたために都市として発達したのか、あるいはある程度の都市機能を有していたからこそ、頼朝の根拠地化を契機として都市化が進展したのかはなお検討の余地がある。その後、鶴岡八幡宮は頼朝によって治承四（一一八〇）年十月十二日に現在の位置に遷され⁽¹³⁾、臨時祭や放生

会をはじめとする儀礼が整備されていた。『鏡』の記事収録の特色として、先述の時期別に一定の傾向をみせることに加えて、年中行事については記述が散発的であることが指摘できる⁽¹⁴⁾。しかし、『鏡』の記事が収録されている全時期において放生会はほぼ毎年分の記事が確認できる。こうした記事の傾向により、鶴岡八幡宮放生会が鎌倉幕府において別格の年中行事であったことが伺える。

挙兵前後の頼朝個人の信仰・宗教行為であるが、『鏡』においては(一)法華経信仰(二)観音信仰(三)放生行為が確認できる⁽¹⁵⁾。こうした頼朝自身の信仰・宗教行為を念頭に置きつつ、挙兵後から平氏滅亡に至るまでに行なわれた年中行事をみてゆきたい。以下に別表一として『鏡』の記事を参考にしつつ、実施されていた年中行事とその開始時期とを整理した。大まかな時期区分を示すため、表には文治元(一一八五)年の平氏滅亡までを期間①、建久元(一一九〇)年の頼朝上洛までを期間②、正治元(一一九九)年の頼朝死去までを期間③、それ以降を期間④とした。

別表一 鎌倉幕府年中行事

始行年月日(西暦)	儀礼名	注記
養和元(一一八一)一月一日	鶴岡社参	鶴岡八幡宮への年初参詣
寿永元(一一八二)一月三日	御行始	
寿永元(一一八二)八月十五日	鶴岡宮六斎講演	のち、放生会に
元暦元(一一八四)十一月六日	鶴岡宮御神楽	期間①
[平氏滅亡]		

始行年月日(西曆)	儀礼名	注記
文治二(一一八六)一月八日 文治二(一一八六)七月十五日 文治二(一一八六)九月九日 文治三(一一八七)五月五日 文治三(一一八七)八月十五日 文治四(一一八八)一月六日 文治四(一一八八)二月二十八日 文治四(一一八八)四月三日 文治五(一一八九)三月三日 文治五(一一八九)六月二十日 文治五(一一八九)一月二十日	宮中心経会 孟蘭盆・万燈会 鶴岡宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭 鶴岡放生会 碗飯・弓始 鶴岡宮臨時祭 鶴岡宮臨時祭 鶴岡一切法会 鶴岡宮臨時祭 二所詣	勝長寿院にて実施 節日 節日 節日 式日、中午日か 神事も実施 日程不定。伊豆三嶋・箱根参詣 [頼朝上洛] 放生会、二日間開催に [頼朝死去] 式日、中卯日か
毎月十三日 毎月二十五日	頼朝追善仏事 文殊講	正治元年以降。法華堂にて 建保三年以降。持仏堂にて
建久元(一一九〇)八月十六日 建久二(一一九二)一月十五日 建久二(一一九二)二月十二日	鶴岡放生会馬場儀 政所吉書始 鶴岡宮神楽	期間④
		期間③
		期間②

毎月 毎月 不定	泰山府君祭 二所三嶋春日神楽 仁王会	頼経下向後 頼嗣期(頼経大殿期) 宗尊親王期に恒例化	期間④
----------------	--------------------------	----------------------------------	-----

※『鏡』は国史大系本による。

まずは平氏滅亡までの時期である期間①をみてゆきたい。鎌倉入りの翌年である養和元(一一八一)年の元日から鶴岡若宮への参詣、及び流人時代から信奉していた法華経の供養を行っていたことが確認できる⁽¹⁶⁾。この時点での頼朝を中心とした集団は単なる一軍事勢力に過ぎず、機関としても家人を統制するための侍所の存在が確認できるのみである⁽¹⁷⁾。

鎌倉幕府祭祀の中核の場である鶴岡八幡宮は、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』⁽¹⁸⁾の「若宮社奉勧請事」と『鏡』治承四(一一八〇)年十月十二日条によれば、頼朝の祖である源頼義が「潜」(ひそか)に鎌倉に勧請したものである。「潜」の語が示すように、石清水八幡宮を正式に勧請したものではなかった。

別表一で期間①とした平氏滅亡までの『鏡』は、京都との折衝や軍事関係の記事の割合が高く、年中行事や祈禱に関する記事は少ない。『鏡』に年中行事の記事がみえ始めるのは別表一で期間②とした平氏の滅亡後である。その契機としては平氏追討の賞として頼朝が従二位に叙されたことがある(『玉葉』文治元「一一八五」年四月二十八日条)。三位以上に叙されたことで(既に存在していたとはいえず)家政機関の設置が公的に認められ(『雑令』家令職員令)、家政の整備が進んだためであろう。別表一においても、当該時期に開始された儀礼が他の時期より多い。以下、その内容についてみてゆく。

期間②に開始された年中行事として、幕府で般若心経を講説する心経会、鶴岡八幡宮寺で一切経を供養する鶴岡一切経会といった仏事、一月・三月・四月・五月・六月・九月に実施された鶴岡臨時祭に加え、幕府年中行事の中核ともいえるべき鶴岡八幡宮放生会がある。これらの儀礼は恒例行事として定着し、散発的な記載に留まるものの、『鶴岡社務記録』では最後の鎌倉殿である守邦親王期においても実施されていたことが確認できる（後述）。先述したように、鶴岡八幡宮は頼義が石清水八幡宮を「潜」に勧請したものである。よって年中行事も石清水宮のそれを踏襲する形で整備されたとみなすべきであろう。放生会はその代表的な儀礼である。一方、石清水八幡宮臨時祭の式日は三月であるが、鶴岡八幡宮臨時祭は年一度ではなく、数度実施されていた⁽¹⁹⁾。加えて、三月の石清水臨時祭は本来将門追討報賽として実施されたものである⁽²⁰⁾が、鶴岡八幡宮においてはこの式日は採用されなかったようである。鶴岡八幡宮臨時祭の主な式日は以下の通りである。

四月三日

五月五日

六月二十日

九月九日

右記のように式日を挙げてみると、五月五日・九月九日は節日⁽²¹⁾と重複しており、その式日を踏襲したのであると推測できる。なお、同じく節日である三月三日には鶴岡一切経会と神事とが実施されており、これも五月五日・九月九日と同様、節日からの踏襲であるともみなすべきであろう。ただし、同じく節日ではあっても七月七日の七夕に鶴岡宮で臨時祭が営まれた形跡は確認できない。『鏡』をはじめとした鎌倉幕府関連の史料からは七月七日が重視されなかった理由は確認しえないが、本来七月七日

は女性の裁縫の上達を祈願する乞巧奠の日であった。加えて、『江家次第』の「乞巧奠」⁽²²⁾には諒闇や内裏に穢が生じていても祭祀を実施した例がみえることから、さほど祭祀としては重要視されていないかつたのではないかとの指摘も存在する⁽²³⁾。こうした理由から、星合・乞巧奠は武家儀礼に馴染まなかつたからと推測しておき、後考を俟ちたい。

四月三日の鶴岡八幡宮臨時祭については『寺門高僧記』⁽²⁴⁾に注目すべき記事がみえる。以下に引用する。

史料①『寺門高僧記』

〔縁起有之〕新八幡宮頼義勸請覚義草創。後冷泉院御宇一〇六三年康平六年四月三日予州太守并義家朝臣祭礼始行之。家僕人々流鏑馬勤之。門徒馬長渡之。

或云。康和年中、園城寺請八幡宮行ママ四月三日。是依衆徒立願追扨御室戸僧正也。其後心猷〔龍陽〕為大衆長充行馬長十番。重又禅智法印壮之比結構田樂。先差能慶法眼〔左大臣実能息也〕令調装束。自其以来相継行之。

※文中の〔 〕は割注を示す。傍線・傍記は筆者による。以下同。

『寺門高僧記』は寺門派の高僧についての伝記集であり、著者は不明ではあるが、成立は鎌倉時代末期と推定されている⁽²⁵⁾。先に引用した文は同書の巻四増誉の記事の中にみえるものであり、前半部では園城寺に建立された新八幡宮で初めて祭礼が営まれた際のこと記されている。新八幡宮を「草創」

した僧である覚義は、頼義の三男義光の子とされる。同八幡宮は、頼義の一族の手によつて整備された八幡宮であるといえよう。康平六（一〇六三）年は前年に前九年の役が終結し、頼義が正四位下伊予守に任じられた年である⁽²⁶⁾。したがつて、昇進の報賽としてこの日に八幡神を祀つたのであろう。文治五（一一八九）年の奥州合戦において頼朝が頼義の事跡を追うことに腐心していたことは先行研究において指摘されているが⁽²⁷⁾、頼朝が前九年の役を意識し、その経緯をなぞりきろうとしたのであれば⁽²⁸⁾、前九年の役の報賽としてこの祭礼も含めたものとみなせよう。また、この四月三日の祭礼を一度で終わらせるのではなく、周回性をもたせて実施した理由は、頼朝が自己を頼義の後継者であることを御家人に再確認させ続ける意味もあつたであらう。

後半部分である「或云」以下には、三室戸僧正こと隆明の追放が契機になっていると思しき文がみえる。隆明は寺門派寺院であつた三室戸寺を十一世紀末頃に再興した僧侶として知られる。三室戸寺に移る以前は源氏と密接な関係にあつた園城寺の長吏であつた。ただし、隆明が死亡したのは康和から長治に改元を行った後の九月十四日である⁽²⁹⁾。あるいは康平六（一〇六三）年の頼義・義家親子による祭礼の後、四月三日を式日とする祭礼は途絶し、長治元（一一〇四）年以降に再興したのではないかと思われる。

同時期（期間②）に開始された年中行事として鶴岡八幡宮放生会がある。先にも書いたように『鏡』における記事の扱いをみる限り、鶴岡八幡宮放生会は鎌倉幕府において最も重視されていたようである。拳兵前から頼朝は放生行為を重視していたが⁽³⁰⁾、奥州征伐を行った文治五（一一八九）年には「鶴岡放生会、来月朔日可被遂行之旨、有其沙汰。是於式月者、定可有御坐奥州之上、為泰衡征伐御祈禱、及此儀」として年二度実施したことからもそのことが伺える⁽³¹⁾。この放生会の開始以前にも八月十五日

に六斎講を実施した記事が『鏡』養和元（一一八一）年八月十五日条と『鶴岡八幡宮寺社務職次第』にみえる。十五日は八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日の六斎日の一つであり、かつ、石清水八幡宮放生会の式日でもある。こうした日に六斎講演を実施したことは、将来的な鶴岡八幡宮での放生会の実施を見越してのことであったと考えられる。しかし、鶴岡八幡宮の整備が進み、石清水・宇佐宮に範をとる形での放生会の実施は平氏の滅亡後からであった。

放生会に関して、先に挙げた年二回実施の例に加え、式日を二日に分けたこと、また、始行の年である文治三（一一八七）年に所役を拒否した御家人を処分した例³²から、頼朝が放生会を特に重視していたことが確認できる。『鏡』が放生会の記事を可能な限り採録しているのも、編者が頼朝のこうした価値観を踏まえていたからと考えられる。

宗教儀礼以外では、碗飯や御行始・吉書始・弓始といった儀礼も平氏滅亡後から確認できる。碗飯は、関東では在庁官人らが受領を接待する儀礼であったことに對し、京では家政機関の設置に伴って家人との主従関係を確認する行為であった³³。こうした儀礼が平氏滅亡後の『鏡』に散見しはじめる理由としては、この時期までの『鏡』が平氏討伐戦を主題として叙述することを目的としていたからであろう。しかし、頼朝の拳兵当初の目的であった平家滅亡後は、鎌倉殿の家政機関の整備過程と頼朝の政治的活動を記録することに主眼が置かれたようである。『国史大系書目解題』下巻所収の『鏡』解説内で、巻一から十五に相当する頼朝將軍記には説話的な内容が多いこと、文書の掲載が多いことが指摘されているが³⁴、加えて、平氏滅亡を契機に『鏡』には前述したように年中行事の整備に関する記事が確認されるようになる。これは、別表一の平氏滅亡から頼朝上洛までの期間②において特に年中行事の初出記

事が多いことから伺えよう。こうした傾向は『鏡』の編者による意図的な記事選択により生じたものと考えられる。

頼朝が平氏討伐の賞として従二位に叙され⁽³⁵⁾、公に家政機関を設置できるようになってから、宗教的な儀礼と同様に腕飯をはじめとした家人との関係を再生産する儀礼が実施されるようになった。『鏡』における腕飯の記事は撰家将軍期から増加し、多くは一月初旬の三日間にわたり実施されていたことが確認できる。また、腕飯及び御行始は鎌倉幕府の滅亡後も鎌倉府の儀礼として実施されていたことが『殿中以下年中行事』⁽³⁰⁾において確認できる。頼朝期に整備された儀礼が武家故実となったことを示す一例といえよう。

こうした家政機関の整備に伴い、下文の発給形式も政所から発給される形式となった。しかし、この形式を嫌った御家人が頼朝に抗議した例から考えると、家政機関の設置に伴い既存の枠組みを重視した頼朝と、そうした京都型の慣習に対して違和感を持った御家人たちとの間に齟齬があったといえよう。関東の御家人たちが幕府の性格が変化したと理解するまでには時間が必要であったのだろう⁽³⁷⁾。

正治元(一一九九)年の頼朝の死後、翌正治二(一二〇〇)年からは鎌倉幕府の年中行事に頼朝の追善仏事が加わる。一周忌として法華堂で追善仏事が営まれた記事をはじめとして、『鏡』には頼朝の忌日に仏事を営んだ旨の記事が散見されるようになる。実朝期までは頼朝の追善仏事に鎌倉殿、及び政子が参加していた。以下に別表二として『鏡』から確認できる実朝期までの頼朝追善仏事を整理した。

別表二 実朝期までの頼朝追善仏事

年月日(西暦)	備考
建仁元(一一〇二)年十一月十三日条	
建仁三(一一〇三)年十月十三日条	参堂有
元久元(一一〇四)年二月十三日条	
元久元(一一〇四)年九月十三日条	
承元元(一一〇九)年十月十三日条	政子御参
承元元(一一〇九)年十二月十三日条	政子・実朝参
建暦元(一一二一)年十月十三日条	鴨長明下向
建暦元(一一二一)年十二月十三日条	参堂有
建暦二(一一二二)年十一月十三日条	参堂有
建保三(一一二五)年三月十三日条	参堂有
建保四(一一二六)年五月十三日条	参堂有
建保四(一一二六)年十二月十三日条	政子・実朝参

頼朝期には一例しかみえず、また、頼朝自身が参堂したか否かは『鏡』からは確認できない。実朝は別表二にみえるように複数回参堂しており、放生会や臨時祭以外の氏の祭祀にも参加していたことが確認できる。

2、摂家将軍・親王将軍期の鎌倉幕府年中行事

本章では前章での作業を元に、摂家将軍二代、そして親王将軍四代の期間に実施された年中行事と鎌倉殿の関与についてみてゆく。先にみたように、実朝までの鎌倉殿は頼朝の血を引いていることもあり、氏祭祀と鎌倉殿の職務としての儀礼の双方に関与していた。

河内源氏から藤原氏へと鎌倉殿の氏が変わることによって、祖先祭祀を実施する主体も変化したことになる。本章では摂家将軍期に鎌倉幕府の年中行事がどのように変化したのかを確認してゆくが、本章における比較作業のために四代目鎌倉殿、九条頼経の家である摂関家の年中行事をみておきたい。

実朝の横死後、頼朝直系の血は途絶え、先に整理した鎌倉幕府の年中行事は、河内源氏の血を引かない九条家・親王らを祭主として実施されることとなった。すなわち、氏祭祀の主権者を欠いたこととなる。母方を通じて義朝と繋がりはあるとはいえ、九条家出身の九条頼経・頼嗣の親子、加えて親王である宗尊親王・惟康親王親子、久明親王・守邦親王親子は、河内源氏と父系を通しての血縁を持たない。親王将軍の中でも特に宗尊親王は河内源氏とは一切の血縁を持たない。このような彼らが「鎌倉殿」として鎌倉幕府年中行事にどのように関わっていたのかをみてゆくことが本章の目的である。

前章で述べたように、実朝期までに実施された鎌倉幕府年中行事は、京都のそれを踏襲した儀礼と河内源氏の氏祭祀との二種の儀礼からなっていた。それらの儀礼がどのように変化したのかの検討を通じて、摂家将軍期以降の征夷大將軍すなわち鎌倉殿の機能についてみてゆきたい。

(1) 摂家将軍期

承久元(二二一九)年に九条頼経が鎌倉殿の後継者として二歳で鎌倉に下向してから、北条政子の死までは政子が鎌倉幕府の中心、いわば鎌倉殿であった。では政子の死後に九条家の人間のみまで鎌倉殿として鎌倉幕府の年中行事に臨んだ頼経の存在が、年中行事にどのような影響を与えることになったかを検討するため、摂関家の年中行事について確認しておきたい。以下の別表三は前出佐藤健治氏の論文³⁸⁾から抄出したものである。

別表三 平安末〜鎌倉初期摂関家年中行事

一月		一日	四方拝・菌固・拝礼
		二日	臨時客
		四日	法成寺阿弥陀堂修正
		此月	吉書始・宮畔祭
		八日	法成寺金堂修正
		十五日	節日
二月		二日	宇治殿御忌日
		上卯	大原野神馬
		上申	春日神馬
		十九日	忠通忌日
三月		一日	御燈・由祓
		三日	平等院一切経会・御節
		十四日	春日御神楽
		十五日	春日御塔唯識会
		此月	賀茂詣定
四月		上酉	梅宮神馬
		八日	灌仏会
		中子	吉田祭神馬
		中申	茂詣
五月		五日	葺菖蒲・節日

五月	八日	宇治離宮祭
六月	三十日	御祓
七月	七日	節日・乞巧奠
	十四日	盆供
	十五日	盂蘭盆会
八月	四日	北野祭神馬
九月	十五日	石清水八幡宮放生会
	一日	御燈・由祓
	九日	節日・法成寺惣社祭
十月	此月	法成寺八講定
十一月	上申	春日神馬・梅宮祭

※佐藤健治「鎌倉時代摂関家の年中行事」から抄出し、作成。

十一月	中子	大原野神馬
	中申	吉田神馬・東三条殿御神楽定
	二十七日	日吉神馬
	三十日	法成寺御八講
	此月	東三条殿御神楽
十二月	此月	荷前
		歳末御修法
		法成寺修正定
毎月		泰山府君祭
毎月	十五日	恒例尊勝念誦

表中、太字の儀礼は、頼経の下向以前に鶴岡臨時祭をはじめとした他の儀礼として、あるいはそのままでの形で鎌倉幕府が踏襲したと考え得る儀礼である。内訳をみると、節日と八幡宮関連の儀礼が該当する。頼経の下向・鎌倉殿就任を契機に、摂関家儀礼が鎌倉幕府儀礼として踏襲されたかといえ、毎月の泰山府君祭⁽³⁹⁾を除いてはそうした傾向を確認できない。そのことの単純な理由としては、春日社をはじめとした儀礼の舞台となる寺社と鎌倉とが離れていることが挙げられよう。また、頼朝から実朝までの期間において、いわば「鎌倉殿家儀礼」とも呼称すべき儀礼が固定化されており、摂家将軍期にお

いても周回性をもって実施・継続されていたからであろう。

頼経は元服以降、鎌倉で実施される年中行事には可能な限り臨席していたことが『鏡』から確認できる。ただし、五月五日の鶴岡八幡宮臨時祭は少々事情が異なり、欠席例が目立つ。また、頼経幼少期の二所詣はほとんどが奉幣使を立てていたが、元服し、父である九条道家から牛車が増られる頃には、病気の時期を除いては直接に奉幣をしている。また、その際の御家人の諸役拒否も見受けられない。このことを御家人と鎌倉殿との関係が良好であったからと推定することも可能であろう。更に、北条泰時の管理下で大きな政治的対立が表面化していなかったことも影響していたと考えられる。

『鏡』で確認し得る限り、鎌倉幕府年中行事に際しての鎌倉殿の職責は、八幡宮放生会・臨時祭といった儀礼の場に臨席して儀礼を遂行させることであった。その点で頼経はその責を全うしていたしていたと評価することができよう⁽⁴⁰⁾。

頼経は幼い内に鎌倉に下つたため、後述する宗尊親王のように、下向後ほどなく儀礼の遂行に対して主体的な意思を示したという例は見受けられない。長じてからは、式日以外の鶴岡八幡宮臨時祭の実施を希望したり⁽⁴¹⁾、伊豆・箱根・三嶋に加えて鶴岡に分祀した春日分社に毎日神楽を奉納させようとした記録が存在する⁽⁴²⁾。こうした例の内、臨時祭は穢が生じたため実施されなかった。伊豆・箱根・三嶋と春日分社での神楽は、経済的な理由から毎日という条件を毎月に変えて実施されることとなった。伊豆・箱根・三嶋は將軍が直接参詣して奉幣を行う年中行事である二所詣の対象である。さらに、自己の氏神である春日社に神楽を奉納させようとしたことから、鎌倉殿の祭祀に九条家の性格を強めようとしていたことが伺える。こうした事例は、鎌倉幕府の年中行事の内、河内源氏の氏祭祀を除く他の祭祀

に關しては鎌倉殿の意向が重視されていたことを示していよう。

他方、政子の追善仏事といった源氏や北条氏の氏儀礼には参加しておらず、頼経はあくまで「九条家の人間」として鎌倉殿の地位にあつたといえよう。撰家出身の將軍である頼経は、実朝までの鎌倉殿が担つていた氏祭祀の主權者としての立場は持たず、その祭祀權は政子から竹御所、そして北条氏に移つた⁽⁴³⁾。それ故に「頼朝と直接の血縁關係がない」、換言すると「家」が異なる將軍は、「征夷大將軍」職としての幕府祭祀以外ではその存在感を薄くせざるを得なかつたのであろう。

頼経に続いて鎌倉殿となつた頼嗣であるが、幼少期の就任ということもあり、当初は大殿として頼経が政務に關与していた。こうした形態は撰関家においても確認でき、鎌倉初期の近衛家において最終決定權を持つていたのは現摂政ではなく、大殿であつたことが樋口健太郎氏の論考によつて指摘されている⁽⁴⁴⁾。

(2) 親王將軍期

これまでみてきたように、母方に源義朝の血を引く九条頼経、及びその子頼嗣であつても、河内源氏の氏祭祀に直接關与する場面は先に挙げた例外を除いては確認できなかった。建久四(一二五二)年の頼嗣追放後に將軍として迎えられた宗尊親王は、河内源氏の血を一切持たない人物であつた⁽⁴⁵⁾。本来、実朝の後継として北条政子が希望していたのは親王下向であつたことは『鏡』承久元(一二一九)年二月十三日条によつて知られるところである。以下では親王が下向したことによつて鎌倉幕府年中行事にどのような変化が生じたのかを確認したい。ただし、『鏡』は文永三(一二六六)年の宗尊親王追放・京

都到着と共に擱筆されているため、年中行事の詳細を確認しうる時期は宗尊親王一代に限られる。よつて、まずは宗尊親王期に注目したい。

宗尊親王期に新たに追加された年中行事は確認できないが、当該時期の傾向として祭祀において御家人による所役の拒否例が散見されることがあげられる。同問題については別稿にて論じたが⁽⁴⁶⁾、宗尊親王は年中行事の実施に意欲的で、儀礼における随兵をはじめとした所役を勤めるべき御家人の欠席については厳しい態度をとっていた。時宗らが御家人の所役拒否について宗尊親王から詰問されたことも『鏡』にみえる⁽⁴⁷⁾。しかし、そうした宗尊親王の意向に反して一儀礼において最高で五十人以上が所役を拒否した例も確認でき⁽⁴⁸⁾、鎌倉殿として年中行事を維持したいという意志を持つ宗尊親王と御家人との間には軋轢があつたように見受けられる。こうした傾向が生じた主因としては、同時期が宝治合戦後の緊張期であつたことが考えられよう。

通算四人の親王たちを鎌倉殿として仰いだ期間は、鎌倉幕府全期間のおおよそ半分である。文永三(一二六六)年の宗尊親王追放からであつても六十七年間となるが、前述のように『鏡』は宗尊親王の追放をもつて擱筆されている。故に、惟康親王期以降の検討を行う材料として『鶴岡社務記録』(以下、『社務』)⁽⁴⁹⁾、加えて、年中行事に関わる記事の数こそわずかであるが、『社務』を補いうる史料として『鎌倉年代記裏書』を用いる⁽⁵⁰⁾。『社務』は冒頭部を欠いており、建久二(一一九二)年以前の記事が存在しない。また、甲乙巻に分かれており、乙巻は建武三(一一三三)年から正平十・文和四(一二三五)年までを扱っており、記事も甲巻に比べ詳細である。甲巻はそれ以前の時期を扱うものの、記事が存在しない年も多いことに加え、『鏡』との間に若干の齟齬が確認できることや、周回性を持つ儀礼の収録

基準が一定しない傾向にあるが、鎌倉幕府後半期間の鶴岡八幡宮の動向について知る上では重要な史料である。また、『鎌倉年代記裏書』（以下、『年代』）は鎌倉幕府滅亡直前に成立したと考えられている年表の裏書であり、簡単な記事ではあるものの、幕府の動静を伝える史料として有用である。

以下、惟康親王期以降の『社務』『年代』において確認できる年中行事関連の記事を整理したものが別表四である。

別表四 惟康親王期以降の年中行事関連記事

年月日	西暦	儀礼名	史料
文永九年三月三日	一二七二	三月会、四月三日に延引。	社務
弘安元年八月十五日	一二七八	放生会、九月十五日に延引。	社務
永仁五年八月十五日	一二九七	放生会、九月十五日に延引。	社務
永仁六年八月十五日	一二九八	放生会。	社務
徳治元年四月二十五日	一三〇六	二所詣、代官を派遣。	年代
徳治元年八月十五日	一三〇六	放生会、十二月十五日に延引。	社務
徳治二年八月十五日	一三〇七	放生会。	社務
延慶元年八月十五日	一三〇八	放生会、九月に延引。	社務
正和元年六月二十日	一三一二	臨時祭、七月二十日に延引。	社務
正和四年四月三日	一三一五	臨時祭、五月三日に延引。	社務
正和五年八月十五日	一三二六	放生会、九月に延引。	社務

元亨元年八月十五日	一三二二	放生会、九月に延引。	社務
正中元年八月十五日	一三三四	放生会、十二月十五日に延引。	社務
正中二年八月十五日	一三三五	放生会(守邦親王欠席)	社務
嘉暦二年一月	一三二七	年始社参無し(守邦親王軽服)	社務
嘉暦二年九月九日	一三二七	臨時祭延引	社務

※『鶴岡社務記録』から作成

『社務』は大仁王会のように式日が一定していない儀礼については都度記録する傾向にある一方⁽⁵¹⁾、式日が固定されている放生会・臨時祭については式日の延引や中止を除いては記録しない傾向にある⁽⁵²⁾。そうした史料の傾向を踏まえつつ、別表四を確認してゆく。

別表一に整理した鎌倉幕府年中行事と比較すると、鶴岡一切法会が文永九(一二七二)年に、放生会は弘安元(一二七八)年・永仁五(一二九七)年・永仁六(一二九八)年・徳治元(一三〇六)年・徳治二(一三〇七)年・延慶元(一三〇八)年・正和五(一三一六)年・元亨元(一三三二)年・正中元(一三三四)年・正中二(一三三五)年の実施が確認できる。また、同様に六月二十日の臨時祭、四月三日の臨時祭と九月九日の臨時祭、正月の社参も確認できる。これらの記事は儀礼延引の場合に記録されたものであり、式日に実施された場合には記事が省略された。宗尊期以前も含めると、『鏡』には儀礼実施の記事が存在しても『社務』に当該儀礼を実施した旨の記事がみえないことが多い⁽⁵³⁾。こうした『社務』の特徴を踏まえつつ考えると、放生会や臨時祭といった儀礼は宗尊親王期以降も継続されていたと

みなすべきであろう。それはすなわち頼朝によって整備された鎌倉殿の年中行事が、鎌倉殿「家」すなわち幕府の歳事として継承され続けたことを示している。

結

以上、鎌倉幕府年中行事と鎌倉殿との関係についてみてきた。幕府では頼朝の死後も頼朝によって整備された儀礼が継承されていった。一方、実朝の死によって頼朝直系の血が途絶えた後、摂家将軍・親王将軍期における源氏の氏祭祀は北条氏の手に移ってゆくことで、頼朝当初の「鎌倉殿」の儀礼は二分化したことを確認してきた。

頼朝期に成立した鎌倉殿家儀礼の一部を実朝の死後に担いつつも、北条氏はあくまで家司であった。摂関家が家司を設けて家政を運営させたように、四位止まりの家格に過ぎない北条氏が極官正二位頼朝の家政機関の後継者になること、更にいえば御家人の主人となることは不可能であった。摂関家の家司は多くが四位から五位であり、摂関家家司と執権の官位とが同等になっている⁽⁵⁴⁾。ことを考えれば、北条氏は鎌倉殿家司の「家」として確立したといえよう。摂関家家司は多くの希望者がいたことが既出の樋口氏の論文で指摘されている⁽⁵⁵⁾。『鏡』には建久三(一一九二)年に梶原景時が侍所別当の地位を和田義盛から計略で奪った旨の記事がみえる⁽⁵⁶⁾。梶原景時の乱の最中でもあり、事の真偽については検討が必要であろうが、執事に限らず家政機関の別当の地位が競望の対象であったことは伺えよう。あるいは、頼朝死後の『鏡』は、実朝の横死や九条家との摩擦・追放といった事件を描きながらも、北条

氏が鎌倉殿家司の家として成立していった過程が書かれていると考えても良いのかもしれない。北条氏が鎌倉殿家の家司の家系として定着したが故に、常に家政機関の所有者になりえる存在、もしくは相応の家の代表者（＝鎌倉殿）が求められたのであろう。

鎌倉に頼朝が設置した家政機関（＝幕府）が営んだ周回性を持った儀礼は、先にみたように創始者である頼朝が自己の信仰や必要から開始したものである。頼朝によって設けられた鶴岡八幡宮を自己の祭祀の場として位置づけ、自己を頼朝の後継者と主張せんがために奥州合戦を進めたことは、頼朝こそが河内源氏の正嫡であるという主張であり、鶴岡八幡宮での儀礼の継続はその立場を誇示し続けるということでもあった。

他方、鎌倉殿の意見が京都から求められ始めた時点で⁽⁵⁷⁾、「国政参画者としての鎌倉殿」は頼朝という個人を離れ、「職」と化したと考えるべきかもしれない。全国の御家人を「鎌倉家の家人」として統率し、有事には武力を行使させた。平時の職務は、八幡神を祀り、関東の平穏を祈ることとなった。それが個としての祖先祭祀を除いた「鎌倉殿」の職務であり、年中行事の主権者としての職務であった。事実、頼朝には鎌倉下向後も父である道家から連絡がきており⁽⁵⁸⁾、また、父が病めば鎌倉でも占や祈禱を実施させているが⁽⁵⁹⁾、こうした動きは九条家の一員としてのそれであろう。また、宗尊下向に関して『増鏡』には「誠に大やけとなり給はずば、これよりまさる事、何事かあらん」（「烟の末々」という評価がある。これは天皇になれない宗尊が鎌倉殿になるのも悪くない、という意味であり、そこに河内源氏の氏の要素は介在していない。ただ「幕府の主」となることに対しての感想が示されているのである。

頼朝が従二位の公卿として家政機関を設置し、その家政の一環として整備した鎌倉幕府年中行事は、鎌倉殿の出自が変わろうとも「鎌倉殿家」と共に継承され、幕府滅亡まで営まれた。そして家政機関の維持のためには、家政機関の主たりえる人間を戴き続ける必要があった。

本稿では一家政機関としての幕府を他の家政機関と年中行事という視点から比較した際、どのような類似点が見いだせるかという点に注目して論を進めてきた。今後の課題として、経済面といった他の視点からの比較の必要性を感じているが、それは他日に譲りたい。

(たけがはら やすひろ・平成十七年度文学研究科博士課程単位取得退学)

〔註〕

(1) 周回性を持って実施された儀礼については、公的なものを「公事」、私的なものを「歳事」と呼称していたことが知られるが、本稿においては論述の都合上両者を一括して「年中行事」と呼称する。

(2) 本稿において鎌倉幕府の主を「鎌倉殿」と呼称する理由は、征夷大将軍職にあることが鎌倉殿の条件ではないためである。

(3) 拙稿「鎌倉幕府の「祭祀」に関する一考察―撰家將軍頼経期を中心に―」（『年報新人文』十号、北海学園大学大学院文学研究科、二〇一三年）。

(4) 拙稿「親王將軍期鎌倉幕府祭祀・祈禱に関する考察」（『年報新人文』十一号、北海学園大学大学院文学研究科、二〇一四年）。

(5) 青山幹哉「鎌倉幕府將軍権力試論―將軍九条頼経と宗尊親王期を中心として―」（『年報 中世史研究』八、一九八三年）。後、大石直正・柳原敏昭編『展望日本歴史9 中世社会の成立』（二〇〇一年、東京堂出版）に収録。

(6) 遠藤基郎編『生活と文化の歴史学2 年中行事・神事・仏事』（竹林舎、二〇一三年）所収。

(7) 鎌倉時代全期を通しての論文は管見の限り確認できない。源氏三代を対象とし、年中行事を整理したものととして、大友務『吾妻鏡』にみる歳事儀礼―源家三代期を中心に―（『埼玉県立歴史資料館研究紀要』第十八号・第十九号、埼玉県立歴史資料館、一九九六年・一九九七年）が存在する。

(8) 木村進「鎌倉時代の陰陽道の一考察」（村山修一他編『陰陽道叢書』2 中世「名著出版、一九九三年」所収）で整理された『鏡』記載事項の分類と比率によれば、『鏡』の記事は時期別に以下のような傾向がみられるとする。氏の種類、及び時期区分に疑問無しとはしないが、『鏡』の時期別の記事傾向の参考としてそこで示された数値を挙げておきたい。なお、全項目の引用は繁雑であるため上位三項目のみを抄出する。

① 治承四年（一一八〇）～承元三（一二〇九）年…記載総数二四五三件

政治事項…五三・八パーセント

日常事項…一八・四パーセント

仏教事項…二二・一パーセント

②承元四（一二二〇）年～建保六（一二一八）年…記載総数五九二件

政治事項…三三・四パーセント

日常事項…二五・五パーセント

仏教事項…一六・三パーセント

③承久元（一二一九）年～寛元三（一二四五）年…記載総数二四六〇件

政治事項…二六・四パーセント

陰陽道事項…二五・四パーセント

日常事項…二一・五パーセント

④寛元四（一二四六）年～文永三（一二六六）年…記載総数一五六八件

日常事項…三二・八パーセント

政治事項…二九・一パーセント

仏教事項…一一・四パーセント

③期で陰陽道関連の記事が増加すること、④期では日常的な事項が主体になるなど、時期毎に傾向が異なる。こうした傾向が生じた理由は、五味文彦氏が『吾妻鏡の方法』所収の「三『吾妻鏡』の構成と原史料」（吉川弘文館、一九九〇。増補版二〇〇〇年）で指摘されたように、「鏡」の編纂に用いた原史料が時期別に異なることにある。よって、鎌倉幕府の年中行事について論じる際、特に『鏡』を主史料とする際にはこうした傾向に留意しつつ作業することが求められよう。

(9) 井原今朝男氏が、著書『日本中世の国政と家政』（校倉書房、一九九五年）所収の「第三節 幕府の二面性」（二五〇頁）で、国政機関としての幕府と家政機関としての幕府について検討された。その中で、撰関家の所課と幕府の所課とを比較した上で、幕府を単純な第二の国家権力とはしえないと指摘している。平安末期から鎌倉期の「家」と「国」との概念をどのように設定すべきかという課題は残るが、念頭に置くべきであろう。

(10) 『鏡』仁治二（一二四二）年一月十七日条。

(11) 『鏡』同日条。

(12) 『鏡』治承四(一一八〇)年十月七日条に、鎌倉入りした頼朝がまず鶴岡八幡宮を遙拝した旨の記事がみえる。
 (13) 『鏡』同日条。

(14) 『鏡』に記事がみえる年で、儀礼が実施された旨の記事がほぼ毎年確認できるのは放生会のみである。他の儀礼は実施の旨の記事が散発的に掲載されるに留まる。しかし、『社務』と比較した際、それは儀礼の断絶を意味するものではなく、『鏡』は「特記事項がない限り収録しない」という記事収録に際しての編纂方針があったことが伺いえる。
 (15) 『鏡』治承四(一一八〇)年八月十六日条に「自御幼稚当初、奉安置正観音像、被専放生事、歴多年也」という記事がみえる。加えて同年七月五日条には「法華八軸持者也」という一文がみえる。

(16) 『鏡』養和元(一一八一)年一月一日条。「以朔旦被定当宮奉幣之日」「次法華経供養」とある。なお、神仏事の後には千葉常胤が椀飯として鯉を献上している。

(17) 『鏡』治承四(一一八〇)年十一月十七日条に和田義盛を侍所別当に任じた記事がみえる。

(18) 『神道大系』鶴岡(神道大系編纂会、一九七九年)所収。

(19) 比較対象として宇佐八幡宮の年中神事・仏事を確認しておきたい。『宮寺縁事抄』(『神道大系』石清水「神道大系編纂会、一九八八年」所収)中の「仏神事惣次第」章の「宇佐神事仏事次第事」の項にみえる主な宇佐八幡宮の年中行事は以下の通りである。

別表五 宇佐神事仏事次第事

月	日	行事名
正月	一日	季御神楽・修正会・朔読経・不断法花経転読
	十三日	心経会
	十四日	踏歌
	初卯日	春御祭
二月	卯日	神楽
	一日	二月会

月	日	行事名
二月	十三日	御宝前御国忌
三月	一日	御宝前一切経会
	二日	石塔会
	三日	御節供・万燈会・長日勤行
四月	八日	灌仏
	十四日	恒例大仁王会
	十五日	夏法華八講・安居・御八講
五月	五日	競馬
	二十五日	御宝前最勝御八講
六月	五日	八子祭
	十八日	蓮華会
	三十日	御祓会
七月	一日	季楽
	七日	御節供
	十五日	安居結願
八月	十四日	御放生会
九月	九日	御節供・金剛般若経百卷摺写供養
	二十七日	御宝前秋法花御八講
十月	一日	季楽
	十五日	弥勒会
十一月	初卯日	冬御祭

毎月	十二日	御誕生会二十講
	二十三日	御仏名
	二十七日	理趣分
	三十日	夜御供
		祓・宝前六節講・長日勤

(20) 『江家次第』三月。

(21) 「雑令」に節日の規定が存在するが、九月九日は天武天皇の忌日であるため節日扱いされていない。後には五月五日も聖武天皇の忌日であるため、称徳天皇によって節日扱いを外された(『続日本紀』天平宝字二〔七五八〕年三月十日条)が、いずれも後に節日として扱われている。

(22) 『江家次第』七月。

(23) 池田亀鑑『平安時代の文学と生活』(至文堂、一九六六年)五七三頁。

(24) 『続群書類従』釈家部(第二十八輯上)。

(25) 『国史大辞典』「寺門高僧記」項(担当…佐々木令信)。なお、本記事が収録されている続群書類従本の巻四には錯簡や誤写が多く存在することが山岸広基氏の『寺門高僧記』巻四をめぐる問題——続群書類従本錯簡の訂正と所載の徳一(『高田史学』十四号所収。高田史学会、一九九八年)にて指摘されている。よって一部は『大日本史料』第三編之六(永久四〔一一一六〕年正月二十九日条)によった。

(26) 『百鍊抄』巻四、康平六(一〇六三)年二月二十七日条、及び『尊卑分脈』。

(27) 山本幸司『頼朝の天下草創』(講談社、二〇〇一年)のち、講談社学術文庫〔二〇〇九年〕四十六頁。本節ではなぜ義家の後三年の役ではなく頼義の前九年の役なのかの考察もされている。両者の差違は「私戦か公戦か」にあるという指摘は、頼朝による幕府の構想について考察する上でも留意すべき指摘であろう。

(28) 『鏡』文治五(一一八九)年七月八日条に千葉常胤が奥州征伐用に旗を献上した記事が存在するが、旗の寸法は「入道將軍家の御旗の寸法に任せ」とあり、頼義の先例を意識していたことが伺える。

- (29) 『中右記』長治元(一一〇四)年九月十五日条、及び『尊卑分脈』。なお、『尊卑分脈』も長治ではなく康和としているが、長治への改元は二月十日である。
- (30) 『鏡』治承四(一一八〇)年八月十六日条。
- (31) 拙稿「文治五年鶴岡放生会実施に関する小考」(『印度哲学仏教学』十七号所収。北海道印度哲学仏教学会、二〇〇二年)。
- (32) 放生会始行の年である文治三(一一八七)年に的立役として熊谷直実を命じたところ、当役を不満として拒否したため、罰として所領を没収されている(『鏡』同年八月四日条)。
- (33) 二木謙一「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館、一九八五年)第一編第一章十六頁。
- (34) 五味文彦・井上聡「吾妻鏡」(『国史大系書目解題』下巻所収。吉川弘文館、二〇〇一年)八〇四頁。
- (35) 『鏡』文治元(一一八五)年五月十一日条。
- (36) 『群書類従』武家部(続群書類従完成会本第二十二輯)所収。
- (37) 政所の設置に伴い、『鏡』建久三(一一九二)一月十五日条において下文は政所下文に統一する旨を沙汰したことがみえる。しかし、『鏡』建久三(一一九二)年八月五日条に、御判下文に代えて政所下文が与えられたことを不服とした千葉常胤が、御判下文をそえて下された例がみえる。「政所下文は鎌倉殿の家司が書いたもので、後の保証とならない」ことがその理由であったが、これは鎌倉殿家政機関の性格が変化していった中で生じた問題といえよう。
- (38) 前出(6)論文。
- (39) 『鏡』嘉禄二(一二二六)年十一月二十六日条。
- (40) 頼経幼少期は二所詣に代理の奉幣使を立てており、頼経自らが奉幣に向かったことが確認できるのは嘉禎三(一二三三)年からである。他、五月五日の臨時祭も欠席例が多い。その理由について『鏡』からは確認できない。
- 『建武年中行事』五月五日条に「五日の節絶て久し」(『群書類従』公事部)の記載から推察すると、鎌倉中期には五月五日は節日としての意義が京都においては希薄になっており、そうした傾向に頼経も倣ったのではなからうか。
- (41) 『鏡』貞永元(一二三二)年七月十二日条。頼経が病氣療養中に臨時祭の実施を願ったが、七月十一日に鶴岡八

幡宮で穢れが生じたため実施には至らなかった。

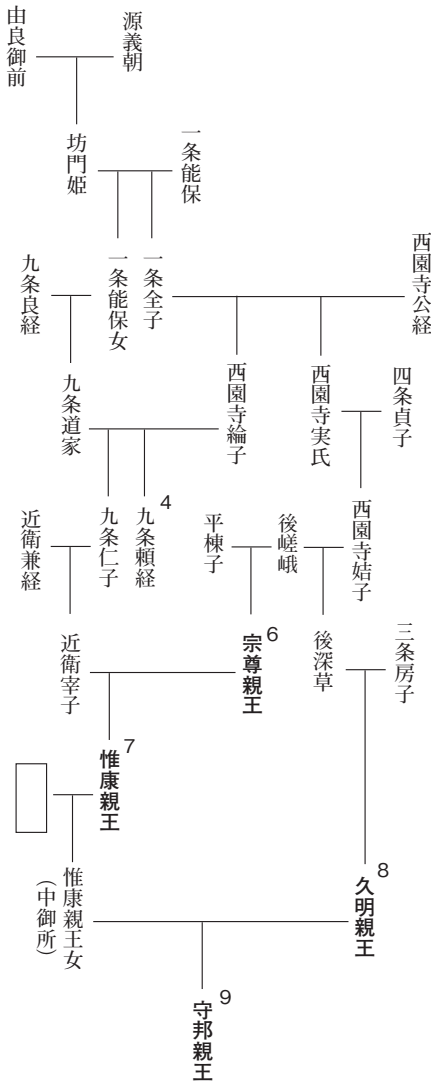
(42) 『鏡』仁治元(一二四〇)年十二月十六日条。本来の希望は毎日の神楽奉納であったが、「莫大の用途」であり「御家人の煩い」となるとして毎月の奉納に変更している。実際に翌仁治二(一二四一)年一月十七日に(『鏡』)神楽を奉納させるよう政所に命じた旨の記事がみえる。

(43) 金永「撰家将軍家の「家」の形成と妻たち」(『ヒストリア』一七五所収。大阪歴史学会、二〇〇一年)。

(44) 樋口健太郎『中世撰閥家の家と権力』(校倉書房、二〇一一年)、第三章。

(45) 親王将軍の系図を図一として整理した。左図のように惟康親王は近衛宰子を通じて母方で義朝の血を受けている。また、西園寺家を通じて義朝の血を受けている久明親王は惟康親王の娘と結婚し、両者間には最後の鎌倉殿となつた守邦親王が生まれている。

図一 親王将軍系図



※数字は鎌倉殿の順を示す。

- (46) 拙稿「鎌倉幕府における御家人の所役拒否について」(史流四十五号。北海道教育大学史学会、二〇一五年)。
 (47) 『鏡』文応元(一二六〇)年七月六日。宗尊親王に無断で前年の放生会随兵が別人に変わっていたことについての詰問であった。

(48) 弘長三(一二六三)年の放生会は総計五十人ほどが所役を拒否している。

(49) 『社務』については、『国史大辞典』同項(三浦勝男執筆)、及び、『神道大系神社編二十 鶴岡』(神道大系編纂会、一九七九年)の解説も参照されたい。

(50) 続史料大成本(竹内理三編。臨川書店、一九七九年)を使用した。

(51) 惟康親王期以降に実施された大仁王会については以下の通りである。なお、全て『社務』からである。

別表六 惟康親王期以降の大仁王会

年月日	西暦	年月日	西暦
文永六年六月八日	一二六九	永仁五年閏十月二十一日	一二九七
文永七年六月二十二日	一二七〇	乾元元年閏四月十六日	一二〇二
文永八年七月六日	一二七一	嘉元三年二月十六日	一二〇五
文永十年二月二十六日	一二七三	徳治元年三月十一日	一二〇六
文永十一年七月二十六日	一二七四	徳治二年三月九日	一二〇七
建治三年五月二十五日	一二七五	徳治二年八月十二日	一二〇七
建治三年十二月十二日	一二七五	延慶二年六月十九日	一二〇九
弘安元年四月二十日	一二七八	応長元年三月十三日	一二一一
弘安四年五月二日	一二八一	正和元年五月七日	一二一二
弘安五年十一月二十日	一二八二	元応二年二月十二日	一二二〇
弘安六年六月十五日	一二八三	元亨元年二月二十九日	一二三一
弘安八年十二月八日	一二八五	元亨二年六月十六日	一二三二

正応元年五月二十日	一一八八	元亨三年二月二十八日	一一三三
正応二年二月十六日	一一八九	正中元年二月二十七日	一一三四
永仁三年五月二十八日	一一九三	正中二年四月二十八日	一一三五

- (52) 『社務』と『鏡』とを比較すると、こうした傾向が確認できる。もつとも顕著な例としては、放生会が挙げられる。
- (53) 例として建久三(一一九二)年の『鏡』と『社務』にみえる年中行事を比較してみたい。『鏡』には一月一日の社参・修正会、一月五日の始、二月十二日の鶴岡宮神楽、二月十五日の鶴岡臨時祭、三月三日の鶴岡法会、八月十五日の放生会(十四日の相撲、十六日の馬場儀含む)の記事がみえる。『社務』には一月一日の社参・修正会、三月三日の鶴岡法会と十四日の相撲、十六日の馬場儀のみがみえる。
- (54) 樋口健太郎「撰関家政所執事の成立と展開」(『史学雑誌』第百十六編二号、二〇〇七年二月。後、『中世撰関家の家と権力』「校倉書房、二〇一二年」収録)において、撰関家政所別当(家司)となるのは四位五位の諸大夫層であったことが指摘されている。執権においても泰時・政村の正四位下が最高であり、諸大夫層に留まっている。
- (55) 前出(54)、二六四頁。
- (56) 『鏡』正治二(一一二〇)年二月五日条。
- (57) 顕著な例としては、平氏滅亡後の文治元(一一八五)年十二月に議奏公卿の設置や兼実の内覧宣下といった諸要求が挙げられる(『鏡』は同年十二月六日条。『玉葉』は同年十二月二十六日条)。
- (58) 頼経下向直後から道家は幕府での祭祀に介入していた(『鏡』承久二「一一三〇」年六月十日条)。
- (59) 『鏡』延応元(一一三九)年五月二十三日条。